

2020年9月10日

ボンサイ柔術

関根秀樹 殿

殿

殿

DEEP 競技運営機構

2020年8月23日「DEEP 95 IMPACT」  
第8試合 関根シュレック秀樹 vs.酒井リョウ  
提訴への回答

標記試合について、関根選手等から提出された異議申立て（別紙）に対し、試合映像の検証および当該試合を担当した競技オフィシャル（4名）への聴取を経て、本機構において協議した結果、下記のとおり裁定し、これをもって当該提訴に対する回答とする。

裁 定

1. 試合結果は変更しない。
2. 反則の疑いがある酒井選手の打撃攻撃に対して「注意」を追加する。

理 由

レフェリーによるTKOおよびKOの判断は、劣勢の選手によるディフェンスの可否および有無をもとになされる（参考1：DEEP/DEEP JEWELS Mixed Martial Arts ルール 第17・18条参照）。

申立者は「反則打撃によりダメージを負ったとしてTKO裁定となるのは明らかに誤審である」と主張する。しかし、当該状況における関根選手は、スタンドの攻防において酒井選手の打撃を受け、明らかな劣勢の状態になったのち、グラウンドの攻防においてからだがり伸びきった体勢で、酒井選手の打撃を受けるままでディフェンスができていない状態であると見なされ得る。

映像を検証したところ、レフェリーストップ前のグラウンドの攻防における酒井選手の打撃のうち、肘打撃とそれに続くパンチ（計1～2発）が反則行為である疑いが強い（参考2参照）。レフェリーは、反則の疑いのある打撃のあとにレフェリーストップを宣告しているが、TKOに相当する状態は当該打撃によってもたらされたものではないと考えられる。

また、関根選手自身が「試合を止められた時も酒井選手のパウンドに力がなかったためダメージはなく」と述べるとおり、反則の疑いがある打撃によって、減点以上に相当するよう

な重大なダメージ（不利益）はなかったものと思量される（ただし、「注意」に相当し、TKO 宣告後に同処置を課すべきであった）。

したがって、レフェリーによる TKO の宣告は妥当であると判断し、当日の試合結果は変更しない。ただし、酒井選手による反則の疑いがある打撃行為に対しては、酒井選手への「注意」を追加することとする。

以上

#### 参考 1 :

#### DEEP/DEEP JEWELS Mixed Martial Arts ルール 第 17・18 条

（テクニカル・ノックアウト：TKO）

第 17 条 第 1 項 第 1 号

レフェリーストップ

ア) 選手が意識的（知的）に自分自身を守っていない（ディフェンスしていない）状況にあるとメインレフェリーが判断した場合等

（ノックアウト：KO）

第 18 条 第 1 項

選手が対戦相手の攻撃により意識的（知的）に自分自身を守ることができない（ディフェンスできない：ディフェンス不能な）状態とメインレフェリーが判断した場合は、ノックアウトとして勝敗を決定する。

#### 参考 2 :

#### 第 27 条 第 1 項 第 11 号「脊椎や後頭部への打撃攻撃」における「後頭部」の定義

「後頭部」は、頭頂部より後ろ側の中心線から両側に約 1 インチ（2.5cm）＝計約 5cm の幅をまっすぐ下がった範囲（いわゆるモヒカンの部分）、および、頭部と首の結合部（耳の上の高さあたり）から僧帽筋の最上部までの首の後ろ側全体の範囲。一般的に、打撃が耳に触れていれば反則とは見なされない。「脊椎」は、僧帽筋の上部から尾てい骨までが対象となる。

※参考：2018 年 5 月 9 日発 JMOC コラム『反則「脊椎や後頭部への打撃攻撃」(strikes to the spine or the back of the head) : (1)「脊椎」「後頭部」の定義』

<https://www.mmaofficials.jp/column20180509/>

別紙

提訴状

(DEEP 95 第8試合関根SHREK秀樹 vs 酒井リョウ戦について)

令和2年8月24日

DEEP 審判部 様

ボンサイ柔術

関根 秀樹

本提訴状は上記見出しの試合裁定について不服申し立てをするため作成したがその内容は次のとおりである。

1 誤審場面

- (1) 第2ラウンド4分50秒時、関根がタックルにいったところを酒井ががぶる。
- (2) 酒井選手が関根の後頭部及び首の後方脊椎部にパンチ6発と肘1発を打撃する。
- (3) レフリーが試合を止める。

2 誤審内容

酒井選手が関根をがぶった後から試合が止まるまでに放った打撃は全てルールブックに反則と明記された後頭部と脊椎に対する打撃である。

これら反則打撃によりダメージを負ったとしてTKO裁定となるのは明らかに誤審である。

本来ならば試合を止めて酒井選手にイエローカードなどの反則警告をすべきであった。

3 裁定について

本来、反則打撃による試合終了であれば、水野達也 vs 酒井リョウ戦のように反則を犯した当該選手に警告原点を与えた上、それまでの試合内容で判定をすることとなると理解している。

4 最後に

私としては、1ラウンドと2ラウンドを通して酒井選手をコントロールしていたため体力も十分残っており逆に酒井選手の力は急激に落ちていたため3ラウンドに向けて気持ちを切り替えていた。

試合を止められた時も酒井選手のパウンドに力がなかったためダメージはなく、酒井選手の反則打撃による試合中断だと思っていた。

試合終了後、判定に不服であったがその場で不服申し立てをしても意味がないので引き下がり後日正式に文書で抗議することとした。

本日試合映像を確認したところ、試合中に感じたとおりの反則内容であったため本提訴状を提出することとした。

なお、試合を裁定してくれたレフリーに対しては私の身を案じてのストップと認識しているので感謝こそすれ恨み等は全くありません。

また相手方の酒井選手に関しても勝つために必死で出した打撃であると認識しているので特に負の感情はありません。

ただしこの試合に至るまでに厳しい練習を重ね、ジムの仲間やスポンサー、家族やファンの皆様のご支援があり、このままの裁定では到底納得できるものではないことを最後に申し上げさせていただきます。

宜しく願いいたします。